

# 十勝圏複合事務組合被服貸与規則

平成9年4月1日  
規則第3号

改正の沿革 平成11年規則第4号、平成20年規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、職務の執行上、被服を必要とする職員に対する被服の貸与について必要な事項を定めるものとする。

(貸与の範囲)

第2条 被服を貸与する職員の範囲、品目、員数及び貸与期間は、別表のとおりとする。

(準用規定)

第3条 前条に規定するもののほか、必要な事項については、帯広市職員被服貸与規則（昭和34年規則第19号）を準用する。

附 則

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

	職 員 の 範 囲	被 服 名	員 数	貸 与 期 間	備 考
1	高等看護学院に勤務する教育職員	白衣	1着	1年	